

議案第63号

さいたま市コミュニティ施設条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市コミュニティ施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市コミュニティ施設条例等の一部を改正する条例

(さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正)

第1条 さいたま市コミュニティ施設条例（平成13年さいたま市条例第212号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティ施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 利用の許可の取消しを申し出たとき。</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(利用許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティ施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(使用料の不還付)</p> <p>第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 利用者が規則で定める期限までに利用の許可の取消しを申し出たとき。</u></p>	<p style="text-align: center;">(使用料の不還付)</p> <p>第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲</p>

げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1)～(7) [略]

(8) 第13条第1項の規定により、同項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又はコミュニティ施設の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

別表第3（第14条関係）

1 [略]

2 プラザイースト

時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
施設	[略]			
駐車場	1台につき2時間を超える場合は、当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の108を乗じて得た額			
	[略]			

3～22 [略]

備考 [略]

げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1)～(7) [略]

(8) 第13条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又はコミュニティ施設の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

別表第3（第14条関係）

1 [略]

2 プラザイースト

時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
施設	[略]			
駐車場	1台につき1時間を超える場合は、100円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の108を乗じて得た額			
	[略]			

3～22 [略]

備考 [略]

（さいたま市文化会館条例の一部改正）

第2条 さいたま市文化会館条例（平成13年さいたま市条例第220号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は会館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 利用の許可の取消しを申し出たとき。</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 利用者が規則で定める期限までに利用の許可の取消しを申し出たとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第11条第1項の規定により、同項第1号から<u>第4号</u>までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は会館の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は会館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第11条第1項の規定により、同項第1号から<u>第3号</u>までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は会館の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</p>
---	--

(さいたま市伝統文化施設条例の一部改正)

第3条 さいたま市伝統文化施設条例（平成13年さいたま市条例第222号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)

<p>第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 利用の許可の取消しを申し出たとき。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 利用者が規則で定める期限までに利用の許可の取消しを申し出たとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第12条第1項の規定により、同項第1号から<u>第3号までの</u>いずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は施設の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</p>	<p>第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第12条第1項の規定により、同項第1号若しくは<u>第2号の</u>いずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は施設の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中別表第3の改正は、同年4月1日から施行する。

(さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市コミュニティ施設条例第16条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(さいたま市文化会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市文化会館条例第13条の規定は、施行日

以後の許可の申請に係る利用料金について適用し、施行日前の許可の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(さいたま市伝統文化施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後のさいたま市伝統文化施設条例第15条の規定は、施行日以後の許可の申請に係る利用料金について適用し、施行日前の許可の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。